

## 編入生、転学部生、転学科生の単位認定会議に関する学科内規定

### [編入生、転学部生、転学科生の単位認定手続き]

- (1) 編入生、転学部生、転学科生の単位互換および編入学年に関する単位認定会議に基づいて行う審議は、工学部が行う編入学、転学部、転学科試験に合格した学生に限る。
- (2) 編入生、転学部生、転学科生は、編入前に在籍していた高等教育機関のシラバスと成績証明書、転学部前に在籍していた学部のシラバスと成績証明書および転学科前に在籍していた学科の成績証明書を学科長に提出し、単位互換および編入学年の認定を受ける。ただし、シラバス等の入手が困難な場合は、口頭説明によることができる。
- (3) 学科長は、編入生、転学部生、転学科生の書類提出後、下記に示す編入生、転学部生、転学科生単位認定会議を開催し、単位認定作業を行う。

### [編入生、転学部生、転学科生の単位認定会議]

#### (設置・目的)

- (4) 他の高等教育機関から編入した学生の編入前に取得した単位互換および編入学年の判定を行うために編入生単位認定会議を学科内に設置し、審議を行う。
- (5) 近畿大学の他の学部から転学部した学生の編入前に取得した単位互換および編入学年の判定を行うために転学部生単位認定会議を学科内に設置し、審議を行う。
- (6) 工学部内の他学科から転学科した学生の編入前に取得した単位互換および編入学年の判定を行うために転学科生単位認定会議を学科内に設置し、審議を行う。

#### (単位認定会議)

- (7) 学科長は、会議を必要に応じて招集しその議長となる。
- (8) 会議は、学科長、教授、教務委員および関係する学年チューター主任で構成する。
- (9) 会議成立には、構成員の2分の1以上の出席を必要とし、その議事は原則として全員一致で決議する。
- (10) 会議は、編入学、転学部、転学科前に取得した単位互換の妥当性を審議し、単位認定を行う。

#### (認定会議の学科会議への報告)

- (11) 議長は、(10)で認定した編入生、転学部生、転学科生の単位認定結果を学科会議に報告する。

#### (編入生、転学部生、転学科生の単位互換および編入学年の認定基準)

- (12) 編入学、転学部前に取得した単位互換の認定基準は、他の高等教育機関、近畿大学他学部で取得した基礎教育科目および専門科目については、取得した科目の

両教育機関のシラバスや教育内容および評価方法を調査の上、同等性を確認した上で、互換する単位を認定する。

- (13) 工学部他学科からの転学科生に関しては、取得した基礎教育科目と、専門科目のうち関連する専門基礎科目についてはそのまま単位を認定する。
- (14) 編入生、転学部生、転学科生の編入学年に関しては、取得すべき科目の単位数や難易度を考慮して、2年次または3年次に編入することを原則とする。ただし、編入学生に関しては、互換される単位が本学科の進級基準に満たない場合も、取得した科目の内容等を総合判断して3年次編入を認める場合がある。
- (15) 単位互換の認定にあたっては、当該科目の1コマ授業時間が90分以上かつ授業回数15週以上の科目を前提とする。また、高等専門学校からの編入生の場合、対象科目は4学年と5学年の科目を原則とする。

**(記録・庶務)**

- (16) 会議の記録その他の庶務は教務委員が行う。

**附則**

本内規は、平成18年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成23年6月1日から施行する。

本内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。